

検証・浦和電車区事件の真実 No.48

民主化闘争情報 [号外] 2008年9月8日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第48回 Y氏の復職裁判の審理は着々と進む

2007年8月30日、JR東日本が浦和電車区事件の社員籍のある被告6名全員を、有罪判決に基づいて懲戒解雇したことをみて、Y氏(当該事件被害者)は、JR連合の支援を受けて復職を目指すことを決意した。Y氏は、代理人を通じてJR東日本に対し、9月26日付で、退職願は本人の意思ではなくJR東労組役員らによる強迫によって提出させられたものであるとして、これを取り消し、会社への復職を意思表示する「通知書」を送付した。これに対してJR東日本は、10月19日付で、事件の経過には一切触れることなく、「退職願の取消権は時効により消滅している」旨の回答書をY氏代理人に送付した。

会社は強要行動の事実を認め、裁判終結は着実に近づく

このやり取りを踏まえ、Y氏は12月6日、JR東日本を相手に、復職を求める民事訴訟を東京地裁に提起した。訴状では、被告(会社)がJR東労組の原告(Y氏)に対する違法不当な退職強要行動を放任し、その結果を許容するものであり、労働契約の合意解約は無効であること、強迫による取消権の時効消滅の起算点は、早くても被告らが逮捕された2002年11月1日以降であり、「通知書」で退職願取消の意思表示をした2007年9月には時効消滅していない、との理由から労働契約は継続していることを主張した。

2008年1月24日から、東京地裁でY氏の復職裁判の審理が開始された。会社は答弁書で「強要行動を容認していたのではない」としながらも、「当時原告(Y氏)が本件強要行動によって精神的肉体的に追い詰められていたことは認める」「分会の組合員らが原告(Y氏)に対して言葉による攻撃を加え、東労組を脱退し被告を退職するよう圧力をかけていたことは認識していた」などと述べ、事実経過を概ね認めた。そもそも会社は、刑事裁判の一審判決に基づき被告らを懲戒解雇しており、浦和電車区のI区長やK副区長が証言している通り、Y氏の退職は本意でなく、JR東労組役員らの糾弾、恫喝によって追い込まれたことは十分認識している。

その後の審理で、裁判所も「争点はかなり限定的である」との見解を示し、和解を示唆するという動向になっており、裁判の終結は着実に近づいている。

被告の懲戒解雇無効を求める訴訟には一步も引かず

一方、懲戒解雇された被告6名が提訴した処分無効を求める民事訴訟に対して、JR東日本は「仮りに、Yに非があり、東労組から脱退させるべきと考えたとしても、組合規約に基づく除名の手続があるにも拘らず、多数でYに対し、害悪を告知して脱退、退職を強要したことは到底許されるものではない」「原告らの行為は、被告の職務上の規律を著しく乱し、一般社員に及ぼした負の影響は計り知れない」などの趣旨の主張をして、処分の正当性を訴えている。なお、Y氏の復職裁判の証拠として提出した刑事裁判の記録を、会社はこの民事訴訟の証拠として提出した。被告らを断罪する会社の姿勢は微動だにしていない。(次号に続く)